

議案第48号関連資料

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

2 事業の概要

項目	内容	
給付金の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	
区分	(1) 児童扶養手当受給者等	(2) 住民税非課税の子育て世帯
対象者	① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている者	左記以外の住民税非課税の子育て世帯  <u>制度の詳細は未定</u> <u>(国が制度設計中)</u>
給付額	児童一人当たり5万円	
対象件数 (見込)	(世帯数) (対象児童数) ① 2,300世帯 3,700人 ② 200世帯 300人 ③ 500世帯 800人 計 3,000世帯 4,800人	(世帯数) (対象児童数) 4,000世帯 7,000人
予算	給付金 240,000千円 事務費 3,000千円	給付金 350,000千円 事務費 9,000千円
支給予定日	令和3年4月27日(火) (②③の対象者は、申請受付後、速やかに支給)	未定 (国の制度が決定次第、速やかに支給)
財源	国庫補助金(10/10)	